

連名表を復歸先官衛又は事業場毎に作成し當該官衛又は事業場に送付すること

三、受入措置

イ、歸還軍人及傷疾軍人にありては關係各機關又は事業場をして優先採用せしむる如く措置すること

ロ、復歸先官衛又は事業場は廳府縣より送付せられたる連名表に基き速に採用の措置を講ずること

採用決定したるものに付ては廳府縣は工場事業場をして速に解雇又は微用解除の手續を執らしむること

ハ、事業の廢止、閉鎖又は縮少等に依り轉換困難なる者に付ては他の適當なる斯の種部門に優先採用せしむる如く斡旋すること

ニ、受入官衛、事業場、金融機關又は全國金融統制會(地方にありては同會地方委員)等の關係機關の積極的なる協力の下に實施し受入を拒避するが如きことなからしむること

ホ、建築關係者に付ては住宅營團(支部)、土建請負業者等に雇傭せしむる如く措置すること

四、其他
イ、其他必要事項に關しては別途通牒せらるる「工場事業場從業者の戦後應急措置」に依ること
ロ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號は八月二十三日廢止せられたること

原生年金保險に於ける短期脱退

手當金を支給すべき場合の追加指定

厚生年金保險に於ては原則として資格期間三年未滿の脱退者には、脱退手當金を支給せずして、其の期間

を通算することに依り年期又は長期の脱退手當金を受くる機會を得しめたのであるが、今次戦争終結に伴ひ相當多數の資格喪失者を生ずることが豫想されるに至つたので、微用解除其他從來の規定に依り短期脱退手當金を受けた者と同様、之に均霑せしむることとし、厚生省は昭和十九年告示第四十七號を左の如く改正した。

厚生省告示第八十九號(昭和二十年八月三十日)昭和十九年五月厚生省告示第四十七號(厚生年金保險法施行令第二十二條ノ二第四號ニ規定スル場合指定ノ件)中左ノ通改正ス

六ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
大東亞戦争ノ終結ニ因ル事業所ノ廢止又ハ縮少ニ因リ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ

罹災都市に於ける應急簡易住宅

の建設

戦時中空襲に依り罹災したる都市の居住民に對して、政府は應急に簡易住宅を建設供給することとし、昭和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

第一、方針

全國罹災都市に於ける假小屋居住の罹災者を主たる對象とし罹災者越冬對策の一環として所要の簡易住宅を緊急に建設す

第二、要領

一、建設主體

極力罹災者各自の自力建設に依ることとするも公共團體、住宅營團、貸家組合其他所在の住宅業者等に於ても之が建設に當るものとし戦時

建設團、勞務報國會等は之が建設に對し全面的に協力するものとす

二、建設戸數

第一次三十萬戸を目途とす(都市別建設戸數は別途決定す)

三、規模及規格

最も簡素にして且大量生産に適するものとす

四、建設方法

(イ) 從來の建設現場に於ける加工の外極力地方木材株式會社、工場其他所在の製材、加工の設備及勞力を動員し決定せる規格に基き政府の一元的統制の下に柱、梁、板材等住宅部品的大量製作供給を爲すものとす

(ロ) 自力に依り建設せんとする者に對しては右の加工したる住宅部品を供給し之が組立建築に當らしむるものとす

(ハ) 自力に依り建設し得ざる者に對しては住宅營團、土木建築業者等に於て適正なる請負價格を以て建設に當るが如く所要の措置を講ずるものとす

(ニ) 資金上自力建設を爲し得ざる者に對しては別途低利資金の融通を爲すの外公共團體、住宅營團等に於て建設の上賃貸又は分譲するものとす

五、資材

(イ) 各種資材の所要量は概ね別紙の通り
(ロ) 各所要資材は政府に於て之が供給を確保するの外地方廳、地方木材株式會社、工場、住宅營團、戦時建設團等の手持資材を全面的に活用するものとす

(ハ) 木材の自府縣生産及之が加工困難なる罹災大都市に對しては關係生産縣に對し所要の生産の割當を爲すこととし當該縣に於ては迅速に之が供出の完遂を期するものとす

六、輸送及勞務

各種資材の輸送に就ては鐵道、船舶に依る輸送、小運送及荷役に付優先確保の措置を講ずるものとす

製材、加工及建設に必要な勞務に就ては急速に之が充足を圖るの外既存建設隊の活用、建築工にして徵用せられたる者の優先解除、養成中の建築工の動員等の措置を講じ且極力一般市民の協力による建築を促進獎勵するの方途を講ずるものとす

七、建設敷地

(イ) 建設敷地は交通、電力、水道、瓦斯等の設備、入居豫定者の希望、職域との距離其の他諸般の事情を勘案して急速に決定の上之が清掃に着手するものとす

尙國有地等の利用をも考慮するものとす

(ロ) 本要綱に依る簡易住宅の建設敷地が罹災土地なる場合に於ては右土地の利用關係は戰時罹災土地物件令の適用を受け該建物は同令に所謂假設建築物(本建築物に非ざる建物)に該當するものとす

八、資金措置

(イ) 本要綱に基く住宅建設資金に就ては必要に應じ低利資金融通の方途を講ずるの外一定條件の下に戰時保險等に依る特殊預金の利用

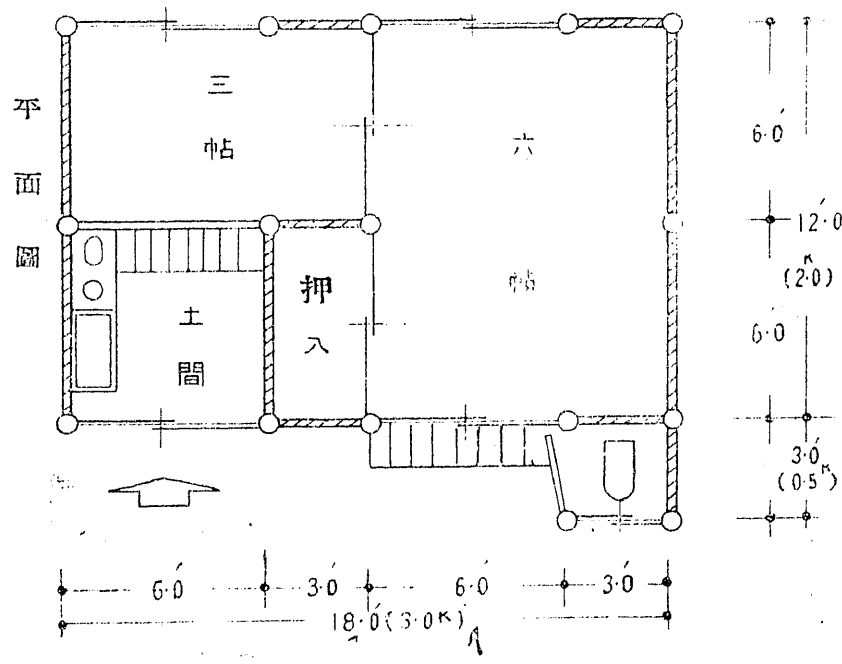
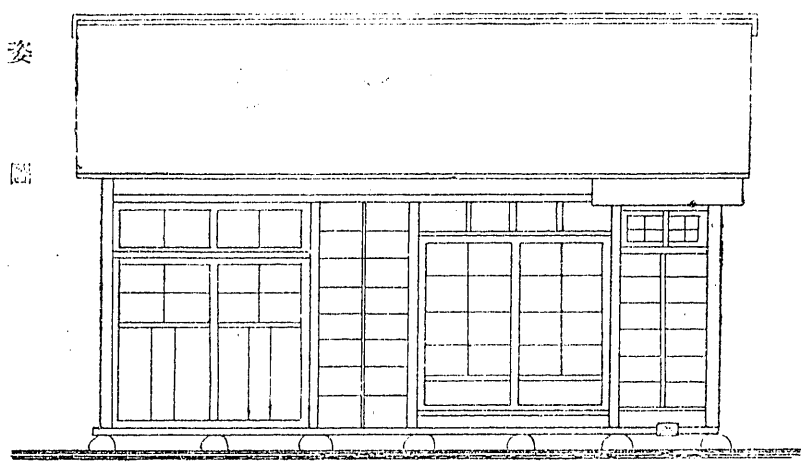
の措置を講ずるものとす
(ロ) 住宅部品の製作配給に關しては住宅營團の資金を活用するものとす

備考

一、厚生施設
現存假小屋の集團地に對しては公衆浴場、食堂、綜合配給所等の厚生施設を附設するものとし別途地方廳に於て急速に

建坪 六・二五坪
一戸當り資材(木材) 二五石
一、二・五延

應 急 簡 易 住 宅



之が建設整備に當るものとす。特に公衆浴場の急速なる建設を爲すべきものとす

二、空地制限
本要綱に依る住宅建設には實情に即したる空地制限を設く

三、本要綱に依る住宅建設事業を促進し住宅部品の生産及配給を一元的に統制する爲厚生省に住宅建設本部を置く

四、其の他
本要綱實施上必要な法制的財政的措施は別途之を處置す

(參考)

簡易住宅三〇〇、〇〇〇戸應急建設所要資材調(除厚生施設充當分)

- (イ) 木材 七百五十萬石(合板を含む)
 - (ロ) 釘 三千七百五十屯
 - (ハ) 鋸 五百四十屯
 - (ニ) 鐵線 百二十屯
 - (ホ) 電線 四百五十屯
 - (ヘ) 電球 三十萬個
 - (ト) ソケット 三十萬個
 - (チ) 疊表 二百七十萬疊
 - (リ) 硝子、九萬箱
 - (ヌ) 屋根材料 二千四百萬坪
- 其の他竹障子紙、水道用材等を要す
建坪 六・二五坪
- 一戸當り資材
木材 二五石
釘 三、五屯

人口調査規則の公布

國勢調査法に依れば、昭和二十年十月一日は第六回國勢調査日に相當するのであるが、政府は現下の情勢下に於ては同法に依る國勢調査執行の不適當なるを認め、之に代へて資源調査法に依る人口調査を十一月一日を以て執行することとし、九月十二日閣令第三十六號を以て左の如く之を公布した。

閣令第三十六號 (昭和二十年九月十二日)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ昭和二十年人口調査規則左ノ通定ム

昭和二十年人口調査規則

- 第一條 昭和二十年人口調査ハ昭和二十年十一月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 昭和二十年人口調査ハ前條ノ時期ニ於テ内地(樺太及海上交通村絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ除ク以下同ジ)ニ現在スル者ニ付之ヲ行フ但シ陸海軍ノ部隊及艦船ニ在ル者並ニ外國人ニ付テハ之ヲ行ハズ
- 前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後二日以内ニ始メテ内地ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和二十年十一月一日午前零時ニ内地ニ現在シタル者ト看做ス
- 本令ニ於テ陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ
- 第三條 昭和二十年人口調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス
- 一 本籍地
 - 二 住所
 - 三 氏名
 - 四 男女ノ別
 - 五 年齢(數(年))
- 第四條 昭和二十年人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス
- 本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス
- 家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ
- 寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ
- 第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者(外國人ヲ除ク)ニ付第三條各號ノ事項ヲ申告スベシ
- 第一條ノ時期ニ汽車、電車、其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者ハ調査時期後始メテ到着シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス
- 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス
- 第六條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和二十年十一月一日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ
- 第七條 人口調査申告用紙ハ別紙様式ニ依リ市町村長之ヲ作成スベシ
- 第八條 第二條ニ該當スル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ昭和二十年十一月三日迄ニ最寄人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ
- 但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得
- 第九條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十一條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域)